

平成十四年九月三日受領
答弁第一八四号

内閣衆質一五四第一八四号

平成十四年九月三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 福田康夫

衆議院議長 綿貫民輔 殿

衆議院議員保坂展人君提出青木盛久前駐ケニア大使証言と鈴木宗男衆議院議員証言ならびに外務省調査報告書の相違に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員保坂展人君提出青木盛久前駐ケニア大使証言と鈴木宗男衆議院議員証言ならびに外務省調査報告書の相違に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び九について

青木盛久前ケニア国駐^{きう}筋特命全権大使（以下「青木前大使」という。）は、平成十年五月十二日にケニア国駐筋の発令を受け、同年七月十二日にケニア共和国（以下「ケニア」という。）に着任している。

お尋ねの平成十一年八月の鈴木宗男衆議院議員（以下「鈴木議員」という。）の内閣官房副長官としてのケニア訪問（以下「本件ケニア訪問」という。）より前の青木前大使による鈴木議員に対する説明に関しては、外務省関係者が同席しておらず、記録も作成されていないことから、外務省としては、その内容等について把握していない。

なお、鈴木議員は、本年二月二十日の衆議院予算委員会での参考人質疑等において、ソンドウ・ミリウ水力発電計画（以下「本件計画」という。）については、本件ケニア訪問の際に初めて聞いた旨述べていると承知しているが、青木前大使から本年五月八日の衆議院外務委員会での参考人質疑の後に聴取したところ、平成十一年八月以前に本件計画について鈴木議員に対して説明した際には、その他の案件と共に口

頭で説明しただけであり、他方、本件ケニア訪問の際には、ケニアのモイ大統領との会談において本件計画が議題とされる予定であり、そのための発言及び応答の案文も作成されていたことから、鈴木議員が受けた印象が従前のものよりも強かったと思われるとのことであった。

四について

お尋ねの事項について外務省経済協力局が自由民主党対外経済協力特別委員会において説明を行ったと
の事実については、外務省においてこれまで調査した限りでは、これを把握するに至っていない。

五から七までについて

青木前大使は、本年五月八日の衆議院外務委員会での参考人質疑において、御指摘のとおり述べているが、この発言を裏付ける文書は見当たらず、これまでに調査した限りでは、鈴木議員による本件ケニア訪問の環境整備について外務省が「お膳立て」をした、又は外務省が鈴木議員に本件ケニア訪問を要請したといった事実を把握するに至っていない。

御指摘の調査報告書（以下「報告書」という。）の関係部分は外務省職員から聴取したところを記載したものであり、これを訂正する必要があるとは考えていない。

八について

お尋ねの青木前大使の「若いやつ」という発言の内容については、いわゆる入省年次又は年齢が青木前大使よりも下の外務省職員を総称したものであると理解している。

青木前大使に対しては、報告書の取りまとめに当たって、聞き取り調査の他の対象者と同様に、本件ケニア訪問に係る経緯や本件計画の第二期分の事業に関する入札に対する特定の国会議員の関与の有無に焦点を当てつつ聞き取り調査を行い、さらに、一から三まで及び九について述べたとおり、本年五月八日の衆議院外務委員会での参考人質疑における青木前大使の発言の内容について、その後、追加的に事情聴取を行っている。

十について

本件計画に関する御指摘の調査は、それまでの国会等における指摘を踏まえ、本件計画の検討及び実施に当たって、鈴木議員を含む特定の国会議員から外務省職員等に対して政府の方針の変更を迫るような不当な関与又は影響力の行使があったかどうかを明らかにすることを目的として行ったもので、鈴木議員がどの時点で本件計画について知るに至ったのか等の鈴木議員の認識等を明らかにすることを目的とするも

のではなく、報告書においても、鈴木議員がどの時点で本件計画について知るに至ったのか等については記述していないことから、報告書の訂正等の必要はないものと考ええる。